

天皇家の宗教を考える : 明治・大正・昭和

山口, 輝臣
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門

<https://doi.org/10.15017/24699>

出版情報 : 史淵. 149, pp.21-47, 2012-03-09. Faculty of Humanities, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

九州大学大学院人文科学研究院
『史淵』第四百十九輯 二〇一二年三月刊行

天皇家の宗教を考える

—— 明治・大正・昭和 ——

山口輝臣

天皇家の宗教を考える

——明治・大正・昭和——

山口輝臣

釈宗演の悩みから——はじめに

明治二〇年（一八八七）三月八日、ひとりの僧侶が、セイロン（スリランカ）へ赴くため横浜を發つた。釈宗演。慶応義塾で学んだこの若者は、のちに明治を代表する禪僧となる。夏目漱石の『門』で、主人公の宗助に「父母未生以前本来の面目は何か」という公案を与えた老僧のモデルでもある。

セイロンに到着して修行をはじめた宗演には、現地の人から尋ねられて困っている問いがあつた。「吾日本帝室に於て奉ぜらるゝ宗教は何の宗教なりや」である。日記で以下のように自問自答する。

吾天皇陛下は無宗教なりと答ふるも、外人に対して余りに殺風景なることに覺ゆるを以て、予竊かに、陛下は神道を奉せらるゝを以て答へとす（耶蘇の神と見る勿れ）。而して此神道なるものゝ宗旨と云は何等の点にあるか、予未た其教を聞かざれとも、天下の輿論に従へば、純然たる宗教とは認めがたきが如し。結局日本神道と云は天皇陛下の祖宗と云ふに過ぎず。彼の皇統連綿は比類無き美事なれとも、是を以て直に宗教視することは穩当ならずと覺ゆ。（中略）予の簡考に因れば、天皇陛下も将来定めて純乎たる宗旨を宣布せ

らるゝことならん。果して然らば、其国教否帝室の奉教は何なる宗旨なるか、予は私かに信ず、仏教にあらざれば必ず耶蘇教ならん。而して此二者を撰定するは、人心向背の依て決する所、天下后世の尤も注目する所、実に日本の一大事なり。¹⁾

天皇の宗教はなにか、宗演にも分からなかった。無宗教というのも殺風景なので、ひとまず神道と答えてはみた。だが神道は宗教でないからどうにも腑に落ちない。そこで天皇が今後それを宣言するものと予想した。それは仏教でなければキリスト教であろう。いずれになるかは天下国家の一大事だ。

すなわち積宗演は、神仏分離を経て近代の天皇家の宗教は神道になったという、今日世間で一般的な理解とは大幅に異なるところに立っていた。これはどのように考えたらよいのだろうか？ 本稿では、この積宗演の思考を導きの糸にしながらかれを悩ませた天皇家の宗教について考えていくことにしたい。

さて、積宗演の議論のなかで、おそらく多くの方が戸惑うのは、以下の諸点ではあるまいか。

A 神道を純然たる宗教とは認めがたいとしている点。

B 天皇家の宗教はキリスト教であると宣言される可能性を想定している点。

C 天皇家の宗教は仏教であると宣言される可能性を想定している点。

このうちAとBについては、かなり以前になるが、詳しく検討したことがある。その概要を再述しておこう。まず、A神道を純然たる宗教とは認めがたいとしている点。²⁾ 宗教は、幕末の「開国」により religion の訳語として本格的に登場してきた新しい観念であり、それに対応しようなものを探り当てようと努めた結果、キリスト教と仏教とが宗教であつて、神道とか神社は儒教などとともに宗教ではないとする考え方が明治前期には大勢を占めることになった。³⁾

言い換えると、天皇家の宗教は何かと問うこと自体が明治以前にはなかった。そしてそうした問いが提起され

はじめたとき、神道は回答の選択肢に入っていなかった。釈宗演はそうしたところを考えていたのである。キリスト教か仏教かという二者択一で天皇家の宗教を想定しているのも、こうした十九世紀的な世界のなかで思考していたことによる。

続いてB天皇家の宗教はキリスト教であると宣言される可能性を想定している点⁴。明治一〇年代後半からの「欧化」と呼ばれる時代には、キリスト教徒の比率が今後一挙に高まっていくという共通認識があり、それを促進させる立場から、キリスト教を国教とし、天皇が率先して洗礼すべしという声まであった。宗演自身も、キリスト教の拡大という趨勢を認めて脅威を感じていた。天皇家の宗教がキリスト教であると宣言される可能性も、むろん宗演には好ましいことではなかったが、あり得ると考えていたのである。宗演のセイロン行も、そうした動向への対抗を模索するなかでなされたものだった⁵。

そして残るはC天皇家の宗教は仏教であると宣言される可能性を想定している点。これに対する疑問は、明治維新期の神仏分離によって天皇家から排除された仏教に、そんな可能性があるはずがないというものであろう。だがおそらく、そうした前提に誤りがあるのである。あるいは理解が決定的に足りない。以下では、この点について、やや細かく見ていくことにしたい。

1. 天皇家の神仏分離とその後

いわゆる五箇条の御誓文の三日後より出された神仏判然令をきっかけに、神仏分離が敢行された。天皇家もその例外ではなかった⁶。

具体的には、①皇族から僧侶が追放された。宮門跡・比丘尼御所を還俗させ、新たに宮家を創設するという方

法による。⁽⁷⁾以後は僧となることが禁じられ、門跡や比丘尼御所の称号も廃された。⁽⁸⁾これと関連して、⁽⁹⁾②僧位・僧官の付与も中止された。⁽¹⁰⁾

③仏教との関係が密接だった死後の供養儀礼も、孝明天皇の三回忌(明治元年二月二五日)に「古式」が採用され、仏式との決別がはかられる。⁽¹¹⁾また④年忌供養にも関わる諸具、すなわち御黒戸と呼ばれる御所内の仏間にあつた位牌や仏像は、恭明宮を経て、泉涌寺に遷された。⁽¹²⁾

天皇の実践についても同様で、⑤大元帥法や後七日御修法といった密教に基づく儀礼は、諸寺における勅会とともに廃止に追い込まれた。⁽¹³⁾⑥天皇即位の際に行われてきた即位灌頂もなくなった。⁽¹⁴⁾

このように天皇家における神仏分離は徹底したものであった。これは天皇家においては、神・仏を神と仏とに分けた上、後者を外部へ追い出したためである。これによつて内部は神へと純化し、仏は天皇家から排される。なるほど、これでは天皇家の宗教は仏教であると宣言される余地があるように思えない。

ところが、維新後数年にして、神祇官などが中心になつて遂行された神仏分離は見直されるようになる。それらは誤りだったという反省のもと、神祇官は廃され、そこを主導した国学者たちも排されて、政治指導が回復されていくとともに、仏教との縁りを戻す方向へと緩やかに、しかし着実に軌道の修正がはかられていく。維新期の諸施策が「古」への復古だとすれば、いふなればこれは近世への復旧である。

九年一月には師号宣下が復活する。⁽¹⁵⁾きっかけは真宗の六家連名による上申。伝教大師(最澄)や弘法大師(空海)といった他宗派の宗祖と同じように、親鸞にも大師号を賜りたいというもので、これが許可され、見真大師号が授与された。本願寺は江戸時代に大師号を求めて何度か運動を試みたがいずれも失敗していた。⁽¹⁶⁾よつてこれだけを見れば、軌道修正後の明治政府の方が、幕府よりよつぽど真宗に融和的とならう。ついで一二年には見真と記した勅額も下賜された。⁽¹⁷⁾

また一旦は廃された門跡号を称することも可能になった。⁽¹⁹⁾ 明治一七年に神職・僧侶に対する国の仕組が変わり、管長制が導入された。そのとき、近世には准門跡だった真宗の管長が門跡と名乗りたいと申し出て許された。これを機に、廃絶した大乘院・一乗院・蓮華光院のほかは門跡号が復活した。二一年になると門跡は管長と同様に勅任待遇を受けることになる。⁽²⁰⁾

何名かの僧侶は華族となった。明治一七年に制定された華族令のもとで爵位を授与された神職・僧侶は二〇家ほどあるが、僧侶はすべてが真宗。その世襲による継承原理は、華族制度と相性が良かった。さらに政府内では、僧侶という僧侶専用の爵位の創設が検討されたこともある。⁽²¹⁾ 僧位・僧官の復興にほぼ等しかりう。しかし本願寺の大谷家の反対などもあつて実現せず、その構想消滅後の明治二九年、同家には伯爵が授けられた。時期が遅れたのは、伊藤博文によれば、大谷家に「下等の爵を授け却て宗教上に不都合」があつてはならないと熟考した結果で、神職を含めてほかすべて男爵だったなかでは、抜きん出た地位だった。⁽²²⁾

さらに一六年の正月より後七日御修法が再興された。天皇に加持祈祷を施すこの行事の復活には反対もあつた。また再興によつて、維新で掲げた方針が反故と化していることをさらけ出してしまふことへの警戒も強かつた。しかし真言宗の僧侶である釈雲照が、盛んに運動を展開し、宮内省御用掛の山岡鉄舟を動かしたことが決め手となつて、復興が認められた。ただし場所は宮中ではなく教王護国寺（東寺）で、そして直に天皇ではなく、そのために下賜される衣に加持を行うという形式である。なお、釈らによれば、その年の新年拝賀の際、大阿闍梨が明治天皇に「五銖と念珠を以て密に加持し奉」つたという。⁽²³⁾ その後、日清戦争時には大元帥の法が、大正一〇年（一九二一）より延暦寺の長日御修法と御修法大法も許可され、これらに対しても衣が下賜されている。⁽²⁴⁾ また明治一一年には、泉涌寺における歴代天皇・皇族の供養も正式に認められた。⁽²⁵⁾ 前年に、皇后・皇妃・皇親を皇霊へと合祀した結果、すべての皇族が神祭によつて祭祀されることになった。しかしその一方で、仏門に帰

依した皇族などについては泉涌寺での仏祭も行うこととされ、陵墓への玉串料の三分の二はそのための費用として泉涌寺の僧侶へ分配されることが決まった。一三年には明治天皇が泉涌寺へ行幸し、御黒戸から遷された位牌などが収まる霊明殿を参拝している。そして明治天皇以降も位牌はつくれ続けられていく。なお、歴代の陵墓の半ばは畿内近国の寺院やその周辺にあり、明治以降も天皇家と仏教とを繋ぐ役割を果たすことになる。

皇族の出家も認められた。明治元年に還俗を迫られたのちも、僧として生きることが希望する皇族がいた。いずれも伏見宮邦家親王の妹か娘である。そのうちの二人が明治七年に願い出たときには許可されず、かわりに由緒のある久我家(誓円)と九条家(日栄)に入籍して僧体を継続することになった⁽²⁸⁾。皇族でなく華族だから問題ないという対処である。ところが、それから六年後に宗諱女王と文秀女王が申請した際には、難なく許可された⁽²⁹⁾。それぞれ皇族の身分のまま、靈鑑寺と円照寺の門跡となっている。

以上を維新时期における①②③の諸施策と比べてみよう。すると、④の御黒戸と⑥の即位灌頂を除けば、いずれも撤回ないし変更されたことが分かるだろう。つまり維新时期の方針のまま以後も進んでいったのではまったくない。軌道は大幅に修正され、仏教との復縁が果たされたのである。維新时期の諸施策のみを中途半端に知ることは、場合によっては誤解を生みかねない。

そして、こうしたなかで大日本帝国憲法がつくられていったことを踏まえないと、伊藤博文枢密院議長による「起案の大綱」、すなわち天皇臨席の枢密院での憲法会議における起草者による有名な演説も、理解は寛束ないだろう。

今憲法の制定せらるゝに方では先づ我国の機軸を求め、我国の機軸は何なりやと云ふ事を確定せざるべからず。(中略) 抑々歐洲に於ては憲法政治の萌せること十余年、独り人民の此制度に習熟せるのみならず、又た宗教なる者ありて之か機軸を為し、深く人心に浸潤して人心此に帰一せり。然るに我国に在ては宗教なる

者其力微弱にして一も国家の機軸たるもべきものなし。仏教は一たび隆盛の勢を張り上下の心を繋きたるも今日に至ては已に衰替に傾きたり。神道は祖宗の遺訓に基き之を祖述すとは雖、宗教として人心を帰向せしむるの力に乏し。我国に在て機軸とすべきは独り皇室あるのみ。⁽³⁰⁾

伊藤にとつて、宗教が大切だというのは「作法」であつて、日本の現実ではなく、そんなものに大事な立憲政治を託すわけにはいかなかった。仏教でも神道でも、そしてキリスト教でもなく、天皇を機軸とするほかないのだ。そして機軸たる皇室がなにより避けねばならないのは、いずれかに偏つて肩入れすること、あるいはそう見做されることである。天皇と宗教との関係をこのように構想する形で、明治憲法は航海へと旅立つたのである。⁽³¹⁾

ところが、これによつても、釈宗演の悩んだ問題は変わらずに残される。天皇家の宗教は何かという問いである。

2. 皇族の葬儀と信教自由

明治三〇年一月、孝明天皇の女御であつた英照皇太后が息を引き取つた。皇室典範の規定によつて陛下と敬称される皇族が亡くなつたのは維新後はじめてのことであり、その葬儀にも注目が集つた。政府は検討の結果、大喪使を宮中に設け、その長官となつた有栖川宮威仁親王を喪主に、宮内省の式部官らが玉串を捧げ拝礼する方式にて京都で行うと発表した。だがこれに異議を唱えた人物がいた。後七日御修法の復活で活躍した僧侶・釈雲照である。

釈雲照の主張は⁽³³⁾、孝明天皇までの葬儀と同じく、泉涌寺の関与を認めて欲しいというものであり、論拠は、常人の信仰に従うのが、明治憲法に規定された信教自由に適うというものだった。そのため英照皇太后がいかに仏法に熱心であつたかを、泉涌寺との関係などを交えて説いていく。また孝明天皇の葬儀と様式をあわせるのが当

然とも述べて、仏葬の正当性を唱え、教派神道に任せるなど論外と否定する。二年前に行われた有栖川宮熾仁親王や北白川宮能久親王の葬儀では、出雲の大社教管長が齋主となっていた⁽³⁴⁾。だが今回のように式部官が葬祭を執り行うというなら、それはそれで構わない。ただそれならば、その式の前後に、泉涌寺住職が相伝してきた「仏教の秘法」を行うことを許されたい、と。その実現を、雲照は山県有朋を通じて働きかけた⁽³⁵⁾。

皇太后の柩は東京から京都の大宮御所に運ばれ、大喪はその地にて政府の発表通りの方法で営まれた。ついで泉涌寺の山内にある孝明天皇陵の傍らへと葬られる。大喪には泉涌寺僧侶の参列も認められた⁽³⁶⁾。さて、「仏教の秘法」はどうなったのだろうか？ これについて、すでに『泉涌寺史』は秘密裏に敢行したことを示唆していた⁽³⁷⁾が、泉涌寺文書を使った高木博志の最近の研究によつて、この点は明確になった。それによれば、泉涌寺側の運動の結果、二月四日に大宮御所にて杉孫七郎皇太后宮大夫の案内のもと、泉涌寺長老の鼎龍暁が引導作法を行っている⁽³⁸⁾。

英照皇太后の大喪があつた翌年の二月、山階宮晃親王が亡くなった。晃親王は子供や兄弟にこう依頼していた。「かねて帰依の仏式にて葬儀を営みくれよ⁽³⁹⁾」。その条件を事細かに記した遺言書も残されていた。

晃親王⁽⁴⁰⁾は伏見宮邦家親王の第一王子として生まれたが、邦家親王が未婚であつたため祖父・貞敬親王の子とされ、生後まもなく勸修寺門跡を相続した。法名は濟範。ところが数え年で二六のとき、貞敬親王の王女・幾佐宮（公的には実妹、実際は叔母）と西国へ駆け落ち、これがもとで謹慎を余儀なくされる。東寺などで蟄居すること十余年。行状はともかくもなかなかの人物（徳川慶喜⁽⁴¹⁾）、開国の意味が本当に分かつている唯一の皇族（勝海舟⁽⁴²⁾）というほどの見識を見込まれ、元治元年（一八六四）に還俗し国事御用掛に任じられるなど、波乱に富んだ生涯を送つた。しかし晩年は京都に住み、朝二時に起きて五時まで経を上げ、七時から神社仏閣をひとまわり、食事は湯豆腐に大根おろしという、判で押したような穏やかな日々を過ごし、八三歳でこの世を去つた。そうし

た親王が自らの葬儀を仏式で行うよう遺言したのである。

これを知って積雲照も再び運動を起こした。雲照は無住と化した勧修寺の住職を務めたことがあった。山県有朋を介して田中光頭宮内大臣の手許に届けられた意見書のなかで、雲照は、仏式との併用こそが正しいと、前年と同じく力説している。⁽⁴³⁾

いかんせん先例のない事態であり、非公式に枢密院へ諮詢するなど、政府も慎重な対応を期した。親王の希望通りに葬儀をするかどうかなど、瑣末な問題に見えるかもしれない。しかし、宗教か否かが葬儀を行えるかどうかの基準だったことを考えると、葬儀の形式を決めるものが宗教という考え方もできる。すると、葬儀についてどこまで当人の意向を尊重するのかという今回の問題は、まさに信教の自由にかかわる論点となる。山階宮晃親王の遺言は、皇族に信教の自由があるかを問うものだった。

親王の願いを政府は拒んだ。⁽⁴⁶⁾ 維新以後、皇室の葬祭は「古式」に拠っており、前年の英照皇太后の葬儀もそのように執り行つた。この期に及んで仏葬を許可すれば、典礼に乱れが生じるという理由だった。いうなれば維新以来の先例を踏襲する立場からの拒絶である。それでは、皇族に信教自由はないことになるのか？

その通り、と田中光頭宮内大臣は回答した。信教の自由は臣民のものであり、臣民にあらざる皇族に信教自由はない、と。もつとも、敢然とした断定とは裏腹に、その主張に見合う法的規定は存在しなかった。すなわち、明治憲法に規定された信教自由が皇族には適用されないというのは、このとき宮内省によってはじめて打ち出された解釈だった。先例踏襲という横着な決断が、皇族の信教自由を否定する結果を招いたと、ひとまずは言っておこう。こうした「新方針」に沿う形で、これ以降、皇族の葬儀は東京の豊島岡墓地で「古式」によって営まれるのが原則となつていく。⁽⁴⁷⁾

ところが宮内省の対応はこれがすべてではなかった。仏葬を却下する一方で、葬儀以外はすべて晃親王の遺志

に従って差し支えないと指示したのである。そのため親王の墓は泉涌寺に営まれた。それどころか葬儀の際も、「古式」に則った式のあと、泉涌寺の長老を導師とする式が行われた。⁽⁴⁸⁾ 釈雲照の主張からすれば十分な成果である。実際には運用も随分と緩やかだった。たとえばその後も明治四二年、神宮祭主だった賀陽宮邦憲王の葬儀は泉涌寺境内で行われている。⁽⁴⁹⁾ これらを勘案すれば、皇族の信教自由を政府が否定したという見方だけでは済まなくなってくる。

明治になっても剃髪し、寺院を棲み処とした皇女たちがいたことは前述した。山階宮晃親王と同じ伏見宮邦家親王の子が多かった。維新以前に仏門に入り、明治以降も仏の道を選びとった人びとである。だがこうした人びとはいずれ消えていく。その最後の一人となった文秀女王の葬儀は、大正一五年(一九二六)二月、まず仏式、ついで「古式」という形で行われた。⁽⁵⁰⁾ よって、かれらには例外ないし過渡的な措置として対応し、他の皇族については信教自由を厳格に否定する方法も、政府にはあつたはずである。しかし、政府はそうしたことはしなかった。あるいはそうはできない事情があつた。

3. 天皇家における仏教的要素

明治天皇のいわゆる側室のうち、子をなした者は五名。その名前と墓所を掲げてみよう。⁽⁵¹⁾

葉室光子・橋本夏子Ⅱ護国寺 柳原愛子Ⅱ祐天寺 千種任子Ⅱ伝通院 園祥子Ⅱ西光庵

すべてが東京にある寺院内の墓である。そのなかには大正天皇の生母にあたる柳原愛子も含む。彼女の葬儀は昭和一八年(一九四三)一〇月、白根松介宮内次官を葬儀委員長に、東京の青山斎場で仏式にて行われた。⁽⁵²⁾ これら五名の女性は皇族には入らない。そのため晃親王とは違って葬儀の規制を受けない。するとこうした結果にな

る。このことは、奥と呼ばれる宮中の空間の主要な構成員が、どういった人びとであったかを教えてくれる。多くは亡くなれば仏葬、そして寺院内に葬られるような人たちであった。

そうした彼女たちのことである、心底祈らねばならぬような事態に遭遇すれば、寺院への祈願をためらうことはない。たとえば天皇の大患。柳原愛子は、明治天皇のときにも、そして大正天皇のときも、東京の白山にあった大乘寺（日蓮宗）に自ら参拝しており、その姿は写真付きで報じられた⁽⁵⁵⁾。寺院に病氣平癒を祈る大きなきっかけとなったのが、明宮（大正天皇）の病勢である。幼少期の明宮は次々と病気に罹った。そのときに養育係を務めていた明治天皇の生母・中山慶子が願掛けしたのが、この大乘寺の鬼子母神だったようだ⁽⁵⁴⁾。明治天皇も、公然の沙汰にはし難いが、と留保を付けつつも、慶子の父・中山忠能に、皇太子の健康を神仏に祈願することは妨げない旨をわざわざ伝えている⁽⁵⁵⁾。慶子は孝明天皇が亡くなった際に剃髪するつもりだったが、奥の事情でかなわなかった。そのせいか、姪の嵯峨仲子によれば、「有髪の僧」の気持ちで一生を送る固い決心をし、題目を毎日書写していったという⁽⁵⁶⁾。

そしてこの後も、佐佐木高行の日記によれば、違例にあたって寺院へ祈願する行為は、皇太子の代参であるとあからさまに謳いでもしない限り、内々のこととして容認されていた⁽⁵⁷⁾。神とともに仏が天皇を護ってくれる——奥の女性たちはそう考え、その通りに実行することができた。佐々木はこうも述べている。「今日の御内儀なれば、仏教迷信の弊は可有之も外教の憂は先以懸念なし⁽⁵⁸⁾」。

なお、天皇家の子供たちは、奥を超える空間的な広がりの中で育てられた。昭和天皇が生後まもなく川村純義に預けられたことは、よく知られている。この川村邸にて、例の釈雲照が天皇に加持を授けたとする記録がある⁽⁵⁹⁾。また久邇宮邦彦王が「御夫婦にて道了山へ詣り、俗坊主を相手とし皇孫内親王の御祈禱をせられた」ことが問題となったこともある⁽⁶⁰⁾。祈禱を受けたのは昭和天皇の第一皇女・照宮成子内親王、大正一五年のことである。

こうしたところでは、奥よりさらに多くのことが起こり得たのだろう。

*

さて、奥の頂点に位置する皇后はどうか。

明治天皇の皇后であつた昭憲皇太后（一条美子^{はるこ}）について、公にしなかつただけで、「徹頭徹尾仏作仏行の御一生」を送つたとする類いの書物も世の中にはある。証拠として、東京遷都のとき英照皇太后の同意を得て念持仏を持参したとか、生家の一条家が行つた東福寺へ寄付は夷のところ皇后からの下賜だつたといった話が並んでいる⁽⁶¹⁾。ただ、天皇家と仏教のつながりを強調しようとした書物の記述をそのまま信じられるのなら、歴史学の出番はあるまい⁽⁶²⁾。ここでは、宮中での仏教信仰について尋ねられた柳原愛子が、昭憲皇太后について、次のような含蓄ある答えを残していることを記すにとどめよう。「いろいろ御信心は遊ばしましたが、御所内に御祀りは遊ばしませんでした⁽⁶³⁾」。

そうしたなか、大正天皇の皇后である貞明皇后は、しっかりした史料に基づいた記述が可能な点で、稀有な存在である。昭和八年、皇后が五〇歳の年に高松宮妃の喜久子へ宛てた長文の直筆書簡にこんな一節がある⁽⁶⁴⁾。「今までに御題目御唱への事あり候や」。

喜久子は母（徳川実枝子）が入院し、不安な日々を過ごしていた。そのことを心配した貞明皇后は、喜久子の心を楽にするには「神仏による外は無之と存じ候」として、題目を唱えるよう勧めたのである。

今までに御題目御唱への事あり候や。少しにても喜久様の心も楽に相成りて母御の御身も苦痛の中に幾分や
 すらぎ候べく、人まへにては御若き故御噂も申すべく、唯御口のなかに御唱へか、又一人御居間に御いでの時なれば、少々御声高くとも耳はそばだてますまい。

手紙の続きには、題目や寿量品などの文句のほか、自らの実践をも披露している。皇后の実兄・九条道実が病

気の節、見舞へ行き、病床の傍らで目をつぶり、「口の内にて、御題目並に寿量品の略経」を唱え、このたびの柳原愛子の病氣に対しても、日々「薬王菩薩の略経と陀羅尼品の略経とをひそかに唱」えている、と。要するに、自らの実践に裏打ちされた貞明皇后による法華経の勧めである。

明治三二年に明宮との婚約内定が発表された前後には、九条節子さだこ、のちの貞明皇后を包む仏教色を危惧する声の一部にはあった。たとえば華族女学校教授で、明治天皇の皇女たちの教育にも携わっていた下田歌子は、節子の姉・篤子あつこが西本願寺の大谷光瑞（鏡如）の妻であること指摘し、宗教上の公平について天下に疑念を生じさせかねないと問題視している。もともと九条家と大谷家との絆は、下田の指摘にとどまるわけではない。

貞明皇后の妹の紅子べにこの夫は大谷光瑞の弟である光明（浄如）。さらに光瑞の先代の法主である光尊（明如）の次女・武子は九条良致よしむね（公爵家の分家で男爵）と結婚。九条武子、世に言う大正三美人の一人である。そして先の手紙にも出てきた兄・道実は、掌典長などを歴任し、明治中期から昭和にかけての宮中祭祀や大喪・大礼を取り仕切った人物であるが、その夫人は東本願寺の法主を務めた大谷光瑩（現如）の三女恵子けいこ。

おそらくこうした事実から、婚約の過程そのものに疑惑を抱いた者もいた。はじめ内定していた伏見宮禎子ちんこ女王との婚約が解消され、九条節子との成婚に至ったのだが、その背後に本願寺の運動があったとの「風説」を、『東京朝日新聞』の記者がやってきて佐佐木高行に告げている。⁽⁶⁸⁾

世上の取沙汰に皇太子妃御結婚に付甚た恐入候風説あり。九条公爵より大に運動ありたり、其根元は、本願寺にて同寺より運動費を出し御医師に持込み、伏見宮女王の御病症を為申立候との事なり。右に付伏見女王へは帝室より金五万圓被下候由云々。

だがこうした「風説」はあったものの、婚約内定に直接関与した人びとのあいだで、両家の関係が問題となった形跡はない。そしてその後この関係が話題に上ることも減多にない。せいぜい大正三年に西本願寺と田中光顕

ら宮内省高官とのあいだで贈賄が取り沙汰されたときぐらいだろう。いずれにしろ、この時期の話に登場してくるのは真宗であり、同じ仏教といっても、題目を唱えて法華経を勧める境地とはやや距離がある。

その一方で、現在ではむしろ、貞明皇后の信心といえは神道という印象が定着しているかもしれない。大正一三年の歌会始で「あら玉の年のはじめにちかふなる神ながらなる道をふまむと」との歌を発表、同年二月以降、寛克彦から「神ながらの道」と題した進講を受けたことあたりに起因するものだろう。⁽⁶⁾ 近年では昭和天皇が宮中祭祀に熱心だった理由のひとつに、こうした貞明皇后の影響を見る説まであるようだ。

法華経と神ながらの道——いったいこれはどう考えたらよいのだろうか？

鍵を握るのは寛克彦であろう。寛は東京帝国大学法学部の教授（法理学）であつたが、『古神道大義』などの著作のあることから、神道に一家言ある人物としても知られていた。その進講録は皇后宮職蔵版『神ながらの道』（内務省神社局、一九二六年）として刊行された。また寛には『大正の皇后宮御歌謹釈』（寛克彦博士著作刊行会、一九六一年）という著書もあり、進講に関して貞明皇后となされた遣り取りの一部が採録されている。そこで皇后は、法華経をめぐつて突っ込んだ問いを発している。なぜか。「信仰より最上のものとして考へ居りたる」⁽⁷⁾と、皇后は記している。

さて寛のいう神ながらの道は、「ことあげ」、すなわち言語化とそれにつきまとう排他性といったことから超越したものとされていた。『万葉集』にある「葦原の瑞穂の国は神ながらことあげせぬ国」といった言葉を思い起こさせよう。そのため仏教やキリスト教は「ことあげ」にとどまる低次元のものと捉えられることになる。しかしそれらが否定されることはない。それどころか神ながらの道への階梯として、積極的に位置づけられていた。なぜなら、否定といった排他的な行為とは無縁なものとして、神ながらの道はあるのだから。

よつて「自分の扱ふべき宗教を定めた以上は、先づ其の宗教のことあげを通じて神ながらの信仰を修むことが

本道であらう」——寛はこう述べている。たとえば法華經を選びとった者は、まずそれを通じて神ながらの道へ近づいていけばよいというのである。神ながらの道か法華經かの二者択一ではなく、それらは両立し得るものとして、「外来の宗教杯に対する心得方も依るところを得られた」と、牧野伸顯内大臣に伝えている。⁽⁷³⁾つまり皇后は寛の神ながらの道によって、法華經信仰の理論的裏付けを得たのである。ただし寛の教説は、貞明皇后のような確固とした信仰を保持していなかったその三男に対しては、まったく別の顔を見せることになる。⁽⁷⁴⁾

寛の書には、このほかにも貞明皇后の興味深い肉声が引用されている。大正一三年八月末に書いた手紙として次のような一節がある。引用中の中略は寛によるもので、おかげで内容が理解しづらいのだが、そのまま引く。

幼年の頃より其つもりで日々神宮遙拝をいたさせ申居候へども（中略）先づ順序として漢学を此春より学ばしめ始め申候。今は味を知らしめ候為のみにして（中略）扱観世音菩薩によりて出生せられたるなれば、永代毎朝礼拝はさせ申度、之はふくみおき下され度。古神道に障害はならずと存じ候。

寛は別の箇所こんな記述を残している。「大正の皇后宮は、皇子様の中あるいは御一方は何とかして軍人ではなく専ら宗教を学修せしめられ度き御熱心なる思召であられた」。⁽⁷⁵⁾この根拠のひとつが、右に引用した貞明皇后の文と考えれば、おおよそのところが見えてくる。すると時期的に言って、該当するのは大正四年生まれの澄宮、すなわち三笠宮崇仁親王。皇后は崇仁親王に宗教の「学修」を希望していたということである。親王自身も戦後になって、貞明皇后から、軍人でなく文科に進ませたかたという意味の発言を聞いている。⁽⁷⁶⁾

皇族男子の武官任官を明文化した皇族身位令（明治四三年制定）には、「特別の事由」に基づく例外規定が設けられており（第一七条）、制度的には不可能ではなかった。また実際にその例もあった。山階宮晃親王の孫・藤鷹王は、将来は神宮祭主という明治天皇の意向で、武官へは任官せずに、学習院から東京帝国大学文学部国

史学科に進学、その後には皇籍を離れて筑波公爵となり、戦後は靖国神社宮司を務めた⁽⁷⁷⁾。よって崇仁親王にもその可能性がなかったわけではない。しかし皇后の希望はかなわず、親王は陸軍士官学校へ進む。観世音菩薩によって出生したという大正天皇の末子が、宗教を「学修」する機会は訪れなかった。しかしながら戦後になってあらためて東京大学に通い、オリエント学者として諸宗教を研究したことを思えば、皇后の願いは遠回りをしつつも届いたと言えるかもしれない。

*

寛の進講から二年後の大正一五年一二月二五日、葉山で大正天皇が亡くなった。侍医頭として天皇の最期を看取った入沢達吉は、翌日も御用邸に赴き、靈柩を拝した。その日の日記にこうある⁽⁷⁸⁾。

皇后宮の御自身の御所願にて「南無妙法蓮華經」の文字を一枚の紙に四十八個認めたるもの（或は木印にて捺したるもの）多数を造る。予も一枚を書きたり。

「皇后宮」とあるが、正確には皇太后となったばかりの貞明皇后のこと。これにより、大正天皇の柩が安置された隣室で題目を認める作業が行われていたこと、そしてそれが貞明皇后の発願であったことが分かる。題目を写して大正天皇の供養をしていたのである。

では題目を記した紙はどうしたのだろうか。昭和三年三月、昭和天皇の第二皇女・久宮祐子内親王が生後半年ばかりで亡くなった。ときの侍従次長・河井弥八は日記にこう記した。「法華題目を御棺中に納むべきやに付、奇異なる取扱あり。聖旨に依り、久宮殿下に対する各員の供養としては之を受くべきも、書付を焼却に決す。題目の外、念仏辞、弥栄等もあり⁽⁷⁹⁾」。昭和天皇の命により今回は焼却処分としたというのだが、それまでは法華題目を柩に収めてきたような書き振りである。これから類推すれば、南無妙法蓮華經などと記された多くの紙とともに、大正天皇は眠っていることになるのかもしれない。

昭和天皇の命にもかかわらず、この慣例が止むことはなかった。昭和二年八月、伏見宮博恭王が息を引き取った。その通夜に出掛けた高松宮宣仁親王の日記に、「南無阿弥陀仏を一紙かいた」と出てくる⁽⁸⁰⁾。それより以前に臣籍降下した音羽正彦が戦死した時にも、同様の記述が見られる⁽⁸¹⁾。それから数年経った昭和二年五月、貞明皇后が急死した。その御舟入り（納棺）の様子を、三笠宮崇仁親王らがインタビューに答えて語っている。それによれば、柩が置かれたのとは別の部屋に墨と硯が用意されており、皇族から女官から誰から、ちよつとでも時間が空けば全員が南無妙法蓮華經とか南無阿弥陀仏とかと書くのだという。紙は半紙を一〇センチ×二〇センチに切つて、書いたものをおひねりにし、それらをいっばいためてクッションのようにして柩にいれる。そして貞明皇后以降もした記憶がある。たしか高松宮宣仁親王のときだったか、と。宣仁親王が亡くなったのは昭和六二年。昭和の終る二年前である。

さてここまで来ると気になるのが天皇の動静だろう。周囲に抗し天皇のみが仏教を頑なに拒んだとは想定しづらいが、この点に関し史料から言えることはほとんどない。ただ注意すべきは、天皇の場合、前で述べた復縁の結果、制度的に仏教とさまざまな関係を持つていたことである。

同じ頃、神社との関係が大きく変化したため、その陰に隠れてしまったところはある。だが、天皇は仏教とのあいだにも確乎たる関係を築いていた。天皇および天皇家は、基本的には、やはり神仏という枠のなかで生きていたのである。

4. 万世一系と仏教

天皇家における仏教的要素を現在に近いところまでたどってきた結果、これらが単なる明治以前からの残存物

でないことは、もはや明らかであろう。それは維新における排除を経たのちに、柳原愛子や貞明皇后ら奥の人びとによって呼び起こされ、導き入れられたものだった。つまり維新以降に新たに再創造されたものなのである。そしてこうしたことが起きた要因を突き詰めていくと、世襲を原則とする王権というものへとたどりつく。

後継者を血統で決める世襲王権の存立基盤は、王が子を生すことにある。そのために配偶者が置かれ、ときには側室が配される。「万世一系」の天皇もこの点は同様で、皇室典範によつて男系男子による皇位継承を明確にした明治以降の日本では、皇后が置かれ、また明治天皇にはそれ以外の女性も配された。すなわち天皇家はそうした女性たちを不可避的に受け容れなければならない。するとその女性やその生家の信仰が持ち込まれる可能性が生じる。

とは言つても、これを防ぐ簡単な方法が実はある。女性に改宗を求めれば良い。こう言うと、改宗を迫るなど穏やかでない、と思われるかもしれない。だが明治日本も範に仰いだ西洋の王室ではむしろこのやり方が一般的である。たとえば英国王室から一例をあげれば、エリザベス二世との結婚にあたって、その夫となるフィリップ・マウントバッテン（エディンバラ公）は、正教会からイギリス国教会へ改宗している。このときに改宗する先ものが国教である。国教とはそういうものだった。

これに対し、貞明皇后をはじめ、近代の天皇家に外から入った女性たちは改宗を要求されていない。改宗を求めようにも不可能だった。

皇族に求められたのは、山階宮の葬儀からも分かるように、定められた儀礼に従うことである。政府関係者が「古式」とか「国式」と称した諸儀礼を行うことある。ところが、まずこの儀礼の整備が一向に進まない。二〇世紀に入る頃に遅まきながら着手したものの、その後も必要が発生する都度に発布する形が続く。人生における主要な通過儀礼に関する法令が一通り揃うのは大正一五年。すでに維新から半世紀以上も経っていた。儀礼への

服従しか要求しないのに、その儀礼がなかなか明確にならない。またたとえ明確になったとしても、それらは斑まだらにしか存在せず、たとえば唯一の皇子が病気になったときどうすれば良いかなど、なにも教えてはくれない。

しかもそれらの儀礼は、わざわざ「古式」・「国式」と呼ばれていたように、神道儀礼とは異なるものと位置付けられていた。さらに、もしそれらが神式、すなわち神道儀礼と見做されたとしても、その神道とは、宗教たる教派神道とは区別された非宗教的な存在とされていた。すなわち皇族が従うべき儀礼は、制度的には二重に宗教ではないものとされていた。元来が世俗的なものと設計されているのであるから、それに向かって改宗などされるのも困るのである。

にもかかわらず、もし仏教的要素を排除しようとするれば、信仰を全面的に禁圧するほかない。だが、その方法が採られることはなかった。加持を受け、師号を宣下し、いくつかの寺院に年金を支出していた天皇にそれができると考えることに無理があるろう。こうして、明治以降の天皇家には、あたかも信教自由が許されているかのような状態が現出する。

つまり「万世一系」を掲げた世襲原理と、外部から天皇家に加わる女性に改宗を要求できなかったことで、事実上の「信教自由」が発生し、天皇家における仏教的要素が再生産されていたのである。

ただし、儀礼を履行しさえすれば、あとは認められた「信教自由」はどこまでのものか、より直截に言えば、仏教以外の宗教でも良かったのかについては明確でない。おそらくそうした事案が発生するまで、検討されることはなかったろう。その意味でここでの信教の自由とは、現実には仏教を奉ずる自由とほぼ同義だった。言い換えれば、天皇家は神道的な儀礼を非宗教として行い、仏教を宗教として信仰できたのである。

天皇ないし天皇家の宗教はなにかという釈宗演が悩んだ問題も、これらを踏まえて答える必要がある。当事者たちの主張に従えば、そうしたものは無い、あるいはせいぜいそうしたものから天皇は超然としていているというの

が、明治憲法下については適切な回答となるだろう。宗教でなく天皇を基軸にするという方針のもと、宗教にさして関心のない人びとが中心になって制度を設計すれば、そうなるのも当然ではあるまいか。

宗教がないというのは単なる公式見解ではなく、かなりの程度まで実態でもあったようだ。明治三八年に生まれた高松宮宣仁親王は、昭和一年にこう記している。⁸⁵一般の家庭なら神棚か仏壇があったり、鎮守の祭や仏寺の法話があったりすることだろう。しかし皇族にはそうしたものが無い。自分は御所と離れて生活していたため、「御奥での宗教的なる（ソコノミハ神事の神事としての残姿があった）行事」にも触れる機会がなかった。「私が成身して最も憾みとしたのは、宗教的教育をうけなかつたことである」。

高松宮のこの述懐から分かるのは、外部からの信仰の再生産と比べ、世代間の再生産が弱かつた事実である。信教自由は事実上成立しただけで、「御奥での宗教的なる行事」も大つびらに認められていたわけではない。また天皇家が「近代家族」のごとく、同じ家庭で多くの時間を過ごす親子関係になかつた以上、母から子へ直に伝えることは難しい。世代的再生産が容易でない環境にあったのは確かだろう。「御奥での宗教的なる行事」はあつても、皇族がすべてそれに与つたわけではなく、エア・ポケットのような空間が出現し、高松宮のようにそこにはまつた者もいたのである。

憲法改正がもたらしたもの ― おわりに

以上に述べてきた仕組は敗戦によってどうなったのか。この点の展望ないし課題を簡単に示して本稿を終えることにしよう。⁸⁶

天皇が行つてきた祭祀の内容に基本的な変化はない。明治憲法下では、皇室祭祀令に基づいて宮中祭祀が執り

行われてきた。憲法改正に連動して旧皇室典範は廃止され、典範の下位法であった皇室祭祀令も効力を失った。だが宮内府（旧宮内省、現宮内庁）は通牒を発し、「新しい規定ができていないものは、従前の例に準じて事務を処理する」として対応した。宮中祭祀もそのように取り計らわれたためである。変わったのはその捉え方である。

第一に、それは「古式」や「国式」といった言い方ではなく、神道に基づく「神式」の行事であると明快に位置付けられた。そして第二に、その神道は宗教となった。この背景には、宗教を拡張的に捉える二十世紀の宗教観念の一般化があった。⁽⁸⁶⁾さらに第三に、これがもつとも重要なのだが、そうした神道を天皇が私的に信仰してもなんら問題ないとされたことである。これはGHQの政策に由来する。宗教政策を担当したCIEは報告書ともいうべき刊行物のなかでこう記している。宮中での祭祀は「天皇の私生活の行事であって、天皇は参拝したいとき自由に参拝できる」。⁽⁸⁷⁾要するに天皇は私的に神道を信仰しているということになったのであり、それによって日本国憲法のいわゆる政教分離規定とも抵触しないという理解が成立したのである。あるいは戦前期の宮中祭祀は、少し手を加えてその位置付けを再解釈する程度で、厳格な政教分離規定にも対応できるほど、すでにしっかりと制度化されていたということである。

ただしこの変化には副作用をともなった。ひとつは、なぜ神道なのかという問いと関わる。私的信仰に信教自由が適用されるとすれば、それが神道であるのは、自由を行使した結果ということに理論上はなる。いわば昭和天皇が選んだものがたまたま神道だという構図である。普段はこれでなんの問題もなからう。だが神道以外のものを選んだらどうなるのか、あるいはそうしたことが可能なかという問いを発することはできる。私的な信仰とされたことで、なぜそれが現状の神道なのか、その根拠は危ういものになった。そして幼少よりカトリックの修道会が経営する学校で教育を受けてきた正田美智子が皇太子妃に選定された際、現実的な問題として世間を賑

わずに至る。山階宮晃親王の一件から半世紀余り経って、皇族の信教自由が再び問われたのである。

— それでもうひとつは、神道が宗教とされ、それについて信教自由と絡めて説明されるようになったことにもなって、天皇家のなかで事実として成り立っていた仏教を信仰できた環境が変化した可能性である。この点は、戦後の皇族における信教自由という点、たとえば美智子皇后の信仰の有り様を考える上でも大変に興味深い論点であるが、史料的な制約で確実なことを言うのは難しく、残念ながら、今後の課題とするほかない。

註

- (1) 井上禅定編『西遊日記』(東慶寺、一九四一年) 明治二〇年八月一〇日、中・一五〜六丁。
- (2) 山口輝臣「宗教の語り方」、『年報近代日本研究』一八、山川出版社、一九九六年。山口輝臣『明治国家と宗教』(東京大学出版会、一九九九年) 第一部第一章。
- (3) 久米邦武は、岩倉使節団の船中の様子を回想して次のように述べている。宗教という新奇な觀念に悩む知識人たちの姿をよく示している。久米邦武「神道の話」、『久米邦武歴史著作集』三(吉川弘文館、一九九〇年) 三二一〜二頁。
 喫煙室に集れば銘々宗教の話が始まる。(中略) 西洋人に逢へば何宗かといふ事を問れる、その時どう返答するか、うっかり返答をしてはいかないといふことで、サア問れるならば仏教と言はうといふ人が有つた。が仏教信者とはどうも口から出ない。どうも仏教は良く知らないから、アトを聴かれると二の句がつけぬ。仏教は困る、全体西洋は宗教などを信ずるけれど、我々はそのことは是まで信じない。嘘を言わずに儒教だ、忠孝仁義と言はうといへば、一方から又儒教は宗教でない、是は一種の政治機関の教育のやうなものと言ふ。デ又我輩は日本人だ、皆神道を信ずると言ふが相当だといふ説がある。それはいかぬ、成程国では神道など、言ふけれども世界に対して神道といふものはまだ成立ない。且何一つの経文も無い、唯神道と言ても世界が宗教と認めないから仕方が無い。こんな議論で神儒仏共にどれと言ふ事も出来ないから、寧ろ宗教は無いと言はうといったところが、西洋行者がそれは甚だ悪るい、西洋で無宗教な人間はどう映ると思ふか(中略) 無宗教はいけない。段々斯う云ふ話になつて皆困つた。
- (4) 山口輝臣『欧化』のなかの「国家と宗教 明治一七年」、『史学雑誌』一〇四—一一、一九九五年。『明治国家と宗教』第一部第三章。

- (5) 山口輝臣「釈宗演」その《インド》体験、小川原正道編『近代日本の仏教者―アジア体験と思想の変容』（慶応義塾大学出版会、二〇一〇年）。
- (6) 天皇家における神仏分離については、阪本健一『明治神道史の研究』（国書刊行会、一九八三年）に包括的な記述がある。
- (7) 宮内庁『皇室制度史料』皇族四（吉川弘文館、一九八六年）一九四〜二〇七頁。
- (8) 明治元年四月一七日第二四二「宮堂上ノ庶子ヲ僧徒ト為スヲ禁ス」。
- (9) 明治四年五月太政官第二七〇「諸門跡比丘尼御所号等ヲ廢シ寺院ハ地方官管轄ト為ス」。
- (10) 明治五年二月二八日太政官第六三三号（布）「諸寺院ヨリ差許置僧位僧官ヲ廢ス」。
- (11) 明治元年一二月二〇日第一〇〇七「孝明天皇三周御忌辰御参拜ニ付御神事中重軽服者僧尼参内ヲ憚ラシム」など。
- (12) 明治四年に落成。場所は方広寺内、いまの京都国立博物館のところ。簡単には京都国立博物館編・刊『京都国立博物館百年史』（一九九七年）六九〜七〇頁。早稲田大学図書館所蔵『中御門家文書』に關連史料がある。
- (13) 宮内庁編『明治天皇紀』三（吉川弘文館、一九六九年）明治六年三月一四日の条、四一頁。以下、『明治天皇紀』については、日付、巻数・頁数で記す。
- (14) 明治四年九月二日太政官第四五四号（布）「大元帥法後七日ノ法並ニ諸寺諸山ノ勅会ヲ廢ス」。
- (15) 『明治天皇紀』明治元年八月二七日、一・八〇四〜八一三頁。
- (16) 経緯は、国立公文書館蔵《太政類典》第二編・第二七〇卷「真宗教祖親鸞へ大師号宣下」。
- (17) 辻善之助『日本仏教史』九（岩波書店、一九五四年）八三〜九二頁。
- (18) 佐野恵作『皇室と寺院』（明治書院、一九三九年）一四一〜六頁。
- (19) 経緯は、国立公文書館蔵《公文録》明治一八年・第一八卷「真宗本願寺以下門跡号復旧ノ件」。
- (20) 佐野恵作『皇室と寺院』二四二〜五頁。
- (21) 神職は阿蘇・荒木田・到津・小野・金子・河辺・紀・北島・千家・千秋・高千穂・津守・松木・宮成。僧職は大谷・大谷・木辺・渋谷・常盤井・華園。
- (22) 明治二六年末、第二次伊藤博文内閣の井上馨内務大臣のもとで作成された。国立国会図書館憲政資料室蔵《井上馨文書》七〇三―一七「寺格僧爵条例ノ件」。
- (23) 明治一七年七月一九日付井上馨宛大谷光尊書翰、《井上馨文書》などから推測。

- (24) 『枢密院会議事録』二 (東京大学出版会、一九八四年) 二九六頁。
- (25) 経緯は、広安恭寿編『宮中後七日御修法沿革記』(伝灯会、一八九三年) が詳しい。引用は七一頁。
- (26) 佐野恵作『皇室と寺院』二一頁、一六〇八頁。
- (27) 総本山御寺泉涌寺編『泉涌寺史』本文篇(法蔵館、一九八四年) 五三三〜五頁。
- (28) 『公文録』明治八年・第二四八巻「瑞竜寺村雲日榮善光寺久我誓円住職ノ俣伏見家へ帰籍ノ儀伺」。
- (29) 『公文録』明治一三年・第八五巻「伏見宗諱女王御法体ノ件」。『公文録』明治一三年・第八六巻「伏見文秀女王法体願ノ件」。
- (30) 『枢密院会議事録』一 (東京大学出版会、一九八四年) 一五六〜七頁。
- (31) より詳しくは、山口輝臣『明治国家と宗教』第一部第六章。
- (32) 皇室典範第一七条「天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬称ハ陛下トス」。
- (33) 釈雲照「御大葬に就て」、『法の母』四四、一八九七年など。釈雲照については、草繫全亘編『釈雲照』上中下(徳教会、一九一三〜四年)、草繫全亘『雲照大和上伝』(大本山大覚寺、一九六一年) ほかを参照。
- (34) 有栖川宮熾仁親王は国立公文書館蔵『任免裁可書』明治二八年・任免卷二「大社教管長千家尊愛外二名故参謀総長兼神宮祭主陸軍大将熾仁親王葬儀ニ付斎主副斎主及地鎮祭並御出棺後浄祓奉仕被命ノ件」。北白川宮能久親王は『任免裁可書』明治二八年・任免卷二九「大社教管長千家尊愛外二名故近衛師団長陸軍大将能久親王葬祭斎主副斎主及地鎮祭并出棺後清祓奉仕被命ノ件」。
- (35) 草繫全亘『雲照大和上伝』一六八頁。
- (36) 国立公文書館蔵『大喪儀関係文書』「英照皇太后一・明治三〇年大喪法令・明治三〇年」。
- (37) 『泉涌寺史』本文篇は「日次記」と釈玄猷宛の釈雲照を引いて、「実際には、密教の作法によつて御葬送申上げることになつてゐた」とする(五四六〜七頁)。
- (38) 高木博志「皇室の神仏分離・再考」、明治維新史学会編『明治維新史研究の今を問う―新たな歴史像を求めて』(有志舎、二〇一二年) 一一八〜一二二頁。
- (39) 明治三二年二月一七日付田中光顕宛小松宮彰仁親王書翰、田中伯伝記刊行会編『伯爵田中青山』(田中伯伝記刊行会、一九二七年) 四四二〜三頁。
- (40) 山階宮晃親王については、山階会編『山階宮三代』上下(山階会、一九八二年)、および学習院大学史料館編『写真集近代皇族の記憶―山階宮家三代』(吉川弘文館、二〇〇八年)。

- (41) 洪沢栄一編・大久保利謙校訂『昔夢会筆記』徳川慶喜公回想談（平凡社東洋文庫、一九六六年）二二一〜二頁。
- (42) 勝海舟『水川清話』（講談社学術文庫、二〇〇〇年）一〇三頁。
- (43) 安岡昭男・長井純市「田中光顕関係文書紹介（四）」、『法政大学文学部紀要』五五、二〇〇七年、四五〜七頁。
- (44) 国立公文書館蔵《枢密院文書》「故晃親王殿下御遺言仏式御葬送ノ件御下問ニ対スル奉答書類・明治三年」。
- (45) 山口輝臣『明治国家と宗教』第一部第三章。
- (46) 田中伯伝記刊行会編『伯爵田中青山』（田中伯伝記刊行会、一九二七年）四四二〜四頁。
- (47) 国立公文書館蔵《国葬等に関する書類》「国喪ニ関スル書類・皇族葬儀ニ関スル書類」。
- (48) 「山階宮御葬儀の御模様」、『読売新聞』明治三十三年三月一日など。
- (49) 《国葬等に関する書類》「憲王殿下薨去ニ付賀陽宮邸出棺泉涌寺ニ於テ葬儀執行ニ付会葬ノ文武官着服方宮内大臣通牒」。
- (50) 《国葬等に関する書類》「故文秀女王殿下御葬儀執行（奈良県添上郡帯解村円照寺）セラルヘキニ付参列者服装宮内大臣通牒・葬儀日割添」。
- (51) 小田部雄次『四代の天皇と女性たち』（文春新書、二〇〇二年）二五頁。
- (52) 「柳原二位局の葬儀 青山齋場で厳かに執行」、『読売新聞』昭和十八年一月二〇日など。
- (53) 『東京朝日新聞』大正一五年一月二〇日など。
- (54) 法蔵館編輯局『昭憲皇太后と仏教』（法蔵館、一九一四年）九〜二頁などから推定。
- (55) 『明治天皇紀』明治一七年一月二八日、六・三一六頁。
- (56) 「嵯峨仲子刀自談話筆記」、堀口修編『臨時帝室編修局史料「明治天皇紀」談話記録集成』三（ゆまに書房、二〇〇七年）一一三頁、一一八〜九頁。
- (57) 安在邦夫・望月雅士編『佐佐木高行日記―かざしの桜』（北泉社、二〇〇三年）明治二八年一月一八日、六二頁。「御違例に付ては神祇へ御祈念、又寺院不動とか何とかへ御祈祷等御願に相成候。是れは御内向の事なれば御止め不申円滑に取扱来候」云々。
- (58) 同右、明治三二年二月二五日、二七四頁。
- (59) 草摺全頁『雲照大和上伝』一九八〜二〇四頁が引く雲照の従者・宣猷の日記。
- (60) 『大正デモクラシー期の政治―松本剛吉政治日誌』（岩波書店、一九五九）四九八〜九頁。
- (61) 大内青巒『昭憲皇太后と仏教』（鴻盟社、一九一四年）、法蔵館編輯局編『昭憲皇太后と仏教』（法蔵館、一九一四年）など。引

用は前者の五一頁。

- (62) ただし、それらがすべて根も葉もないということにもならない。たとえば高木博志は、明治三年に昭憲皇太后(当時は皇后)が、光格天皇作の阿弥陀如来像を泉涌寺から取り寄せた事実を泉涌寺の史料によって明らかにしている(『皇室の神仏分離・再考』二二七〜八頁)。

- (63) 『柳原愛子刀自談話筆記』、『臨時帝室編修局史料「明治天皇紀」談話記録集成』三、二九六〜七頁。
 (64) 榊原喜佐子『大宮様と妃殿下のお手紙―古きよき貞明皇后の時代』(草思社、二〇一〇年)一四七〜八頁。
 (65) 明治三年八月二二日付佐佐木高行宛下田歌子書翰、『佐佐木高行日記』三二二頁。
 (66) 霞会館華族家系大成編輯委員会編『平成新修旧華族家系大成』上(吉川弘文館、一九九六年)による。
 (67) 浅見雅男『皇太子婚約解消事件』(角川書店、二〇一〇年)などを参照。
 (68) 『佐佐木高行日記』明治三年六月二日、四二四頁。
 (69) この事件に触れたものとして、伊藤之雄『日本の歴史22 政党政治と天皇』(講談社学術文庫、二〇一〇年)六三〜四頁などがある。
 (70) 片野真佐子『皇后の近代』(講談社メチエ、二〇〇三年)、原武史『昭和天皇』(岩波新書、二〇〇八年)など。
 (71) 寛克彦『大正の皇后宮御歌謹釈』三一六頁。
 (72) 同右、三二六頁。
 (73) 伊藤隆・広瀬順昭編『牧野伸頭日記』(中央公論社、一九九〇年)大正一四年七月二九日、二二〇頁。
 (74) 寛克彦と接するなかで高松宮宣仁親王は神ながらの道を鼓吹するに至る。この点について詳しくは、小倉慈司・山口輝臣『天皇の歴史09 天皇と宗教』(講談社、二〇一一年)第二部第四章。
 (75) 『大正の皇后宮御歌謹釈』三一四〜五頁、三五三頁。
 (76) 三笠宮崇仁『わが歴史研究の七十年』(学生社、二〇〇八年)一〜二頁。
 (77) 『山階宮三代』上下や『写真集近代皇族の記憶』などを参照。
 (78) 入沢達吉『大正天皇御臨終記―初めて世に出る侍医頭の日記』、『文芸春秋』三二一、一九五三年、昭和元年二月二六日、一九八頁。
 (79) 高橋紘・粟屋憲太郎・小田部雄次編『昭和初期の天皇と宮中―侍従次長河井弥八日記』二(岩波書店、一九九三年)昭和三年三

月一〇日、四一頁。

- (80) 細川護貞ほか編『高松宮日記』八（中央公論社、一九九五〜七年）昭和二年八月一七日、三九八頁。
- (81) 「例ノ御題目カイテ収ム。『高松宮日記』昭和一九年四月二三日、七・三九四頁。
- (82) 工藤美代子『母宮貞明皇后とその時代―三笠宮兩殿下が語る思い出』（中央公論社、二〇〇七年）二一九〜二二一頁。
- (83) 山口輝臣『明治国家と宗教』第二部。
- (84) 「皇子御教育の御関心」、『高松宮日記』二・三六八〜三七〇頁。
- (85) より詳しくは、小倉慈司・山口輝臣『天皇の歴史09 天皇と宗教』第二部第五章。
- (86) 山口輝臣『明治国家と宗教』第二部第一章。
- (87) 連合軍総司令部民間情報教育部宗教文化資料課編『日本の宗教』（国民教育普及会、一九四八年）一三八頁。

〔後記〕

本稿は、二〇一一年八月二〇日に九州大学で行われた「第七回 九州大学歴史学・歴史教育セミナー」での報告原稿に手を入れたものであり、その時点で校正作業を行っていた小倉慈司との共著『天皇の歴史09 天皇と宗教』（講談社、二〇一一年）の第二部第三章と内容的にはほぼ重なるものである。ただ同書にはない注記を逐一行っているため、なにかの役に立つかと考え、別稿として発表した。また同書刊行後、高木博志氏より「皇室の神仏分離・再考」（明治維新史学会編『明維新史研究の今を問う―新たな歴史像を求めて』有志舎、二〇一一年）の恵送を受けた。本文でも若干触れたが、本稿と近い関心で書かれた貴重な論考であり、示唆に富む。

